

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和2年3月31日閣議決定

(令和7年3月25日変更)

目次

はじめに	1
I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向	2
1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義	2
2 我が国の食品ロスの現状	4
3 基本的な方向	4
II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項	5
1 求められる役割と行動	5
(1) 消費者	5
① 買物の際	6
② 食品の保存の際	6
③ 調理の際	6
④ 外食の際	6
(2) 農林漁業者・食品関連事業者	7
① 農林漁業者	7
② 食品製造業者	7
③ 食品卸売・小売業者	7
④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等	8
⑤ 食品関連事業者等に共通する事項	8
(3) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）	9
(4) マスコミ、消費者団体、NPO 等	9
(5) 国・地方公共団体	9
2 基本的施策	9
(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等	10
① 消費者に対する普及啓発	10
② 学校等における取組の推進	11
③ 地域における取組の推進	11
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	12
(3) 表彰	14
(4) 実態調査及び調査・研究の推進	14
(5) 情報の収集及び提供	15
(6) 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等	15
III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項	17
1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画	17
(1) 食品ロス削減推進計画の意義	17
(2) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項	17

①	推進体制の整備	18
②	地域の特性等の把握	18
③	計画策定又は変更時	18
④	策定又は変更後の推進	19
(3)	食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援	19
2	関連する施策との連携.....	19
3	食品ロスの削減目標等.....	19
4	実施状況の点検と基本方針の見直し.....	20

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、同年5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、第2次基本方針として令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針にもなるものである。

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、事業系食品ロスと家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる（事業系食

¹ 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）

² 持続可能な開発のための2030アジェンダ：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標（外務省ウェブサイト参照）

品ロス273万トン、家庭系食品ロス216万トン)という目標を設定していたところ、直近2022年度の食品ロス量は、事業系と家庭系共に236万トンであり³、事業系食品ロスは納品期限の緩和や賞味期限⁴の延長など、食品関連事業者を始めとした関係者及び消費者の不断の取組もあり、2030年度目標を8年前倒しで達成した。しかしながら、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店の営業自粛や消費者の外出機会の減少の影響がまだ残っている可能性もあり、第1次基本方針における目標を達成するためには、経済成長・インバウンドの拡大等も想定した上で、更なる削減の取組が不可欠である。さらに、食品を含む物価高騰や物流の2024年問題、フードバンク活動団体やこども食堂⁵等の活動の拡大、食品流通等におけるAI活用やデジタル化の進展、食品アクセスといった新たな課題への対応などの社会情勢の変化による食品ロス削減への影響も考慮する必要がある。このような中、本基本方針に基づく5か年において、確実に削減目標を達成するためには、本基本方針に示される重点事項の着実な実施が強く求められる。

なお、本基本方針における先駆的な取組については、食品ロス削減に関する国際貢献の観点から我が国が国際社会をリードできるよう、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図ることも肝要である。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2023年度の食料自給率（カロリーベース）は38%となっている⁶。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2.2兆円程度の費用を支出している⁷。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の約4分の1を占めている⁸。

³ 事業系食品ロス量：農林水産省（令和4年度推計）、家庭系食品ロス量：環境省（令和4年度推計）

（市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。）

⁴ 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。

⁵ こども食堂：こどもが一人でも行ける無料又は低額の食堂

⁶ 農林水産省（2023）「食料需給表 令和5年度」

⁷ 環境省（2022）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和4年度）について」

⁸ 総務省（2023）「家計調査年報（家計収支編）2023年（令和5年）」

- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、9人に1人が貧困状態と依然として高水準である⁹。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている¹⁰。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている¹¹。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されている¹²。
- ・飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約7.5億人いると推計されている¹³。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている¹⁴。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっている。

食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取組を推進していくことが最も重要であるが、さらに、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の保全も期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物や

⁹ 厚生労働省（2022）「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」

¹⁰ 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

¹¹ Food and Agriculture Organization（2013）, *Food wastage footprint: Impacts on natural resources*

¹² United Nations（2022）, *World Population Prospects 2022*

¹³ Food and Agriculture Organization（2023）, *THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD 2023*

¹⁴ 目標12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

それを育んだ自然の恵みや、作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録¹⁵された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間472万トン（2022年度推計）と推計されている。これは、経済損失として約4兆円、温室効果ガス排出量として約1,046万トン-CO₂に相当する¹⁶。また、国連世界食糧計画（WFP）による2023年の食料支援量370万トンの約1.3倍に相当する¹⁷。そのうち、事業系食品ロス量が236万トン、家庭系食品ロス量が236万トンである。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約5割を占め、次いで外食産業が約2割5分を占めている¹⁸。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「製造工程の原材料端材」、「返品」、「販売期限切れ商品」、外食産業では「食べ残し」、「作りすぎ」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「直接廃棄¹⁹」、「食べ残し」、「過剰除去²⁰」となっている。

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・ 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・ 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・ 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・ 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・ 可能なものから具体的な行動に移す、

¹⁵ 平成25年12月4日 登録決定

¹⁶ 消費者庁（2024）「令和6年度 食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査」

¹⁷ 国連世界食糧計画（WFP）2023年実績

¹⁸ 農林水産省（令和4年度推計）

¹⁹ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

²⁰ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚くむきすぎた野菜の皮等）

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

Ⅱ 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組として位置付けることができる。

（1）消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握す

る。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

① 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり²¹」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。

② 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動²²を通じて寄附したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛け

²¹ てまえどり：日頃の買物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為

²² フードドライブ活動：家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク活動団体等に寄附する活動

る「30・10（さんまる いちまる）運動²³」等を実践する。

- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

（２）農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、新たな価値への転換、食品寄附やリサイクル等により適切に有効活用・再生利用等を行う。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、AI等を活用した需要予測の高精度化や納品リードタイム²⁴の調整や受注締め時間の前倒し等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・小分け包装等、消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について、新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1

²³ 30・10（さんまる いちまる）運動：宴会等で、乾杯後の30分とお開き前の10分は、席を立たずに料理を食べることを推進する運動

²⁴ 納品リードタイム：商品の受注（発注）から納品までに要する期間

- ルール²⁵等)の緩和や、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整、発注時間の前倒し等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
 - ・賞味期限、消費期限²⁶に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。
 - ・小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行う。
 - ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。
- ④ 外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等
- ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
 - ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。
 - ・おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10(さんまる いちまる)運動」等の取組を行う。
 - ・外食事業者は、mottECO²⁷のポスターを掲示するなど、消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を醸成するとともに、消費者から持ち帰りを求められた際は、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～²⁸」(以下「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」という。)に基づき対応する。
 - ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)
 - ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のため実施可能な取組を行う。
- ⑤ 食品関連事業者等に共通する事項
- ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあつたとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの

²⁵ 3分の1ルール：サプライチェーンにおける、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例

²⁶ 消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限

²⁷ mottECO(モッテコ)：飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の愛称

²⁸ 消費者庁・厚生労働省 令和6年12月策定

荷姿で販売することを許容する。

- ・フードシェアリングサービス（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングサービス）の活用等による売りきりの工夫を行う。
- ・規格外品、納品期限、余剰生産、返品、包装資材（段ボール等）の破損、法令違反とならないパッケージへの誤記載、売れ残り等の理由により販売には至らないが、まだ食べることができる未利用食品を、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に提供するための活動（いわゆるフードバンク活動団体等を通じた食品寄附活動）とその役割を認識し、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～²⁹」（以下「食品寄附ガイドライン」という。）に基づき積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。
- ・食品のパッケージの工夫や食材の使いきり・食べきりに関する情報発信を通じて、家庭内での食品使いきを積極的に推進する。

（３）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。加えて、食品寄附の持続的かつ面的な拡大を図るため、食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。

（４）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（１）から（３）までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（５）国・地方公共団体

前記（１）から（３）までに記載した「役割と行動」を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記２に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

２ 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に

²⁹ 食品寄附等に関する官民協議会 令和６年12月策定

至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力的に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記1に掲げた「役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会³⁰等との連携を図る。また、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を、「食の環(わ)」プロジェクト³¹として一元的に発信し、福祉、防災、環境政策等とのシナジーを図るとともに、地域においても、地方公共団体、事業者、福祉団体、NPO等の連携体制を構築し、地方創生から福祉まで総合的な取組の推進を図る。具体的には以下のとおりである。

① 消費者に対する普及啓発

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進するとともに、事業者に対し、まだ食べることができる期限に関する情報を発信するよう促す。
- ・賞味期限の愛称を「おいしいめやす」としてポスターによる周知等を実施する。
- ・「賞味期限」の過ぎた災害備蓄用ミネラルウォーターの適切な利用を促進するための対策を講ずる。
- ・消費者及び食品関連事業者に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。
- ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド³²」により、外食時の食べきり・持ち

³⁰ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された地方公共団体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。(令和7年1月27日現在 447団体が参加)

³¹ 関係府省庁申合せ(令和6年6月24日)「食の環(わ)」プロジェクトの取りまとめとその発信について」

³² 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発とともに、事業者が自主的に取り組むmottE00の普及促進に関する取組を一層推進する。特に、持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、外食事業者が活用しやすい注意事項のひな型の掲示など、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りを分かりやすく周知する。

- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。
- ・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組（地方公共団体と連携した全国大会、表彰、川柳コンテスト等）を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。
- ・国民運動「デコ活³³」による脱炭素に向けたライフスタイル転換を促すとともに、食品ロス削減等による循環経済、ネイチャーポジティブの実現を推進する。
- ・本基本方針における先駆的な取組について、国際的な組織との連携を通じて国際展開を図るとともに、国際シンポジウム等において情報共有を行う。

② 学校等における取組の推進

- ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科学習等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
- ・学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題の理解と実践を促すため、栄養教諭を中核とし、児童生徒に対する指導の充実等を図る。
- ・栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、都道府県教育委員会等に対し、計画的な採用等を働きかけるなど、栄養教諭の配置拡大を図る。
- ・未就学児を対象に食品ロス削減を含めた食育等の取組を進めるため、保育所、認定こども園及び幼稚園において栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置するために必要な支援を実施する。

③ 地域における取組の推進

- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提

³³ デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動。名称は、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と「活動・生活」を組み合わせたもの。

供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター³⁴育成講座を定期的に実施する。

- ・食でつなぐ共生社会の実現に向け、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に向けた取組を、国や地方公共団体が一体的に取り組めるよう、「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に情報発信するとともに、「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークの周知や、食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保に取り組む地方公共団体、企業、団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。
- ・地域主体による食品ロス削減などの資源循環の取組を加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、モデルケースとなるような「地域循環モデル」の構築を進める。
- ・食品ロス削減対策と食品リサイクルの推進による食品廃棄ゼロエリアを創出・拡大するためのモデル事業を実施し、モデル事業を通して得られた知見や好事例等を他の地域・団体等に共有し横展開を図る。
- ・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げや横展開を図る。
- ・食品の消費行動に伴う家計負担の軽減等にも資する食品ロス削減対策（mottECOや売れ残り食品廃棄防止の地域実装等）を支援する。
- ・2025年日本国際博覧会や2027年国際園芸博覧会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種大規模イベント等での対策実施を推進する。

（２）食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・規格外や未利用の農林水産物の新たな価値への転換、食品寄附等による有効活用を促進する。

³⁴ 令和6年12月末現在 3,203人

- ・食品を有効活用する取組等、民間事業者が行う食品ロス削減に係る課題等の解決に必要な取組を促進する。
- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、政府等の各種実態調査も踏まえ、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、安全係数³⁵の見直しや容器包装の工夫による賞味期限の延長及び厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、需要予測の高精度化や納品リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
- ・「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて、食品関連事業者に周知・徹底し、商慣習の見直しに向けた取組を進める。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動（適量購入、「てまえどり」等）や消費行動（家庭における食品ロス削減の取組促進、「外食時の食べきり・持ち帰り運動」等）の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
- ・小盛り・小分けメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
- ・外食時の食べきりや、食べ残し持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」等により、一層の周知を図る。特に、食べ残し持ち帰りについては、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、留意事項を十分に理解して希望する者が、自己責任で持ち帰りを行うことを当たり前にする啓発を推進するとともに、運用の状況を踏まえつつ、適宜必要な措置を講ずる。
- ・食べ残し持ち帰り促進のための啓発資材（mottECOロゴマーク及びポスター・ステッカー等）を食品ロスポータルサイト等に掲載し、食品ロス削減月間、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン等の機会を捉えて発信を強化する。
- ・モデル事業を通じた好事例（mottECO等）の知見・ノウハウを整理した上で、「食品ロス削減のための取組事例集³⁶」への掲載、自治体職員向けセミナー等

³⁵ 安全係数：期限表示を設定する際に用いられる、客観的な項目（指標）及び基準から得られた期限に対して、食品の特性に応じ、かけられる1未満の係数

³⁶ 環境省 平成30年10月作成（令和6年10月更新）

- を通して周知する。
- ・物流問題や人手不足等の社会変化も踏まえつつ、需要予測の高精度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組を促進する。
 - ・企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みを検討し、食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
 - ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン³⁷」について、安全係数の設定の考え方や賞味期限を過ぎてもまだ食べることができる期限の情報提供等、食品ロス削減の観点での改正内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促し、食品ロス削減に向けた取組を進める。
 - ・食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
 - ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融³⁸の普及を促進する。

（3）表彰

- 食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。
- ・食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において食品ロス削減推進表彰を実施する。

（4）実態調査及び調査・研究の推進

食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう調査及び研究を推進する。

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・家庭系食品ロスの発生要因（直接廃棄、食べ残し、過剰除去）を分析するため、必要な調査等を実施する。

³⁷ 消費者庁 令和7年3月改正

³⁸ ESG金融：融資判断にESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

- ・家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果（影響度）、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度³⁹において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。
- ・食品ロスに関する各調査結果に基づく内容を公表し、普及啓発を図る。
- ・事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量について実態を把握するとともに、有効活用の方法について検討する。

（５）情報の収集及び提供

食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、提供する。

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。
- ・エシカル消費⁴⁰の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
- ・食品ロスによる経済損失及び環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計結果に係る情報発信を行う。

（６）未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

- ・関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ活動の推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体等の取組への広範な支援を推進する。

³⁹ ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

⁴⁰ エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動（※エシカル＝倫理的・道徳的）

- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図るとともに、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を、「食品寄附ガイドライン」に基づき認定するなどにより特定するための仕組みを構築し、その運用の推進を図る。
- ・「食品寄附ガイドライン」の運用後の食品寄附の実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ・食品寄附促進の観点から、一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等がその旨を届け出た場合等に、期限表示、アレルギーなどの食品安全情報の伝達手法について、無償譲渡に限り包装上のラベル以外の手法を認める法的措置を検討する。
- ・食品廃棄物等の発生抑制に向けて食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例の発信を行う。
- ・食品寄附活動の社会的信頼の向上のため、フードバンク活動団体等に保険に入ることを推奨するとともに、加入に対する支援を行う。
- ・国として取り組むべき重要な消費者施策に積極的に取り組む地方公共団体に対する支援事業を通じて、フードバンク活動やフードドライブ活動等を支援する。
- ・フードバンク活動団体やこども食堂等を通じた未利用食品の提供拡大を図るため、フードバンク活動の機能強化に向けた専門家派遣や輸配送等に対する支援を行う。
- ・食品事業者等からの食品寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方公共団体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク活動団体、こども食堂、こども宅食及び福祉に関する関係者等が連携して、経済的に困窮している者等に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援する。【再掲】
- ・DXを推進し、食品関連事業者、フードバンク活動団体、こども食堂及び地方公共団体等、地域で食品寄附に関わる多様な主体のデータ連携を図ることによって食品寄附を促進するモデルケースを構築し、地域における食品寄附促進を支援する。
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の小売店がフードバンク機能やコミュニティパントリー⁴¹の役割を果たす地域モデル事業を推進する。

⁴¹ コミュニティパントリー：登録した生活困窮者等が都合の良い時に、必要な食品や日用品等を無償で受け取ることができる、冷蔵庫や冷凍庫、商品棚が設置された特定の場所や施設

- ・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク活動団体等と、地方公共団体や他の支援団体等との連携・協働等を促進することにより、フードバンク活動等を支援する。
- ・食事の提供等を通じて、多様なこどもの居場所の提供を行うこども食堂等を支援する。
- ・政府備蓄米の無償交付により、こども食堂、こども宅食及びフードバンク活動団体を支援する。
- ・食品ロス削減推進表彰においては、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的として、消費者等に広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者や食品寄附促進が期待できる先駆的なフードバンク活動を行う者等を表彰するとともに、それら取組をウェブサイト等で広く周知する。
- ・国の災害用備蓄食品の有効活用について（令和3年4月21日関係府省庁申合せ）に基づき、入替えにより不用決定を行った災害時用備蓄食料を、原則フードバンク活動団体等へ提供することを推進する。また、地方公共団体の災害時用備蓄食料の有効活用について、優良事例の普及等により取組を促進する。

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定又は変更する食品ロス削減推進計画

（1）食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。

（2）食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項

都道府県及び市町村が、食品ロス削減推進計画の策定又は変更に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

① 推進体制の整備

- ・ 地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・ 推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・ 地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体等との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・ 食品ロス削減推進計画の策定又は変更に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要である。

② 地域の特性等の把握

- ・ 食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。
- ・ 一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、食品ロス削減推進計画を策定又は変更することが望まれる。
- ・ 近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

③ 計画策定又は変更時

- ・ 食品ロス削減推進計画の策定又は変更にあたっては、以下について留意すること。
 - ア 前記Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
 - ウ 後記3に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。
 - エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化等）を検討すること。
 - オ 地方公共団体におけるSDGsや地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
 - カ 市町村が策定する計画は、特段の支障がない限り原則として複数市町村による共同策定が可能であること。

④ 策定又は変更後の推進

- ・連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定又は変更への支援

国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定又は変更を促進する。

このため、国は、計画策定又は変更等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう、必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、食育基本法（平成17年法律第63号）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）など多岐にわたる施策等に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量⁴²を半減させる（216万トン）という目標を設定している。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月公表）において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる（219万トン）という目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成（家庭系食品ロスについては、

⁴² 2000年度食品ロス量 事業系食品ロス量：547万トン（農林水産省）、家庭系食品ロス量：433万トン（環境省）

2030年度を待たず早期達成) を目指し、総合的に取組を推進する。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合⁴³を80%とする。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、おおむね5年を目途に本基本方針の見直しを行う。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、本基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

⁴³ 令和6年度は74.9% 消費者庁(2024)「令和6年度第2回消費生活意識調査」